

国営土地改良事業に係る負担金の徴収について

国営伊江地区土地改良事業により利益を受ける伊江村に対し、次のとおり当該事業に要した費用の一部を負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項の規定により議会の議決を求める。

市町村	事業費 (円)	負担金 (円)	負担 割合	負担金の 徴収期間	負担金の徴収方法	負担金の徴 収利率
伊江村	25,432,955,929	76,570,296	$\frac{1}{30}$	17年（平成30年度から平成46年度まで）	2年据置15年元利均等年賦徴収（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度に徴収）の方法による。ただし、伊江村の申出があるときは、負担金の全部又は一部につき一時支払の方法によることができる。	土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条第2項の農林水産大臣の定める率
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。						

平成29年11月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

国営伊江地区土地改良事業に要する経費に充てるため、利益を受ける伊江村から負担

金を徴収するには、土地改良法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とする。
これが、この議案を提出する理由である。